

## 「かがわ花き流通効率化システム」の改修及び機能追加業務仕様書

### 1. 業務の名称

「かがわ花き流通効率化システム」の改修及び機能追加業務（以下、「本業務」という）

### 2. 目的

「かがわ花き流通効率化システム」とは、花き生産者の出荷作業の省力化ならびに市場・輸送事業者との情報伝達の効率化を図るため、商品情報の記載されたバーコードを発行し、それを出荷箱に貼付け、機器で読み取ることで送り状の作成と輸送事業者、市場への送信、ならびに送付した送り状を活用して市場から生産者へ仕切り状の送付が可能となるもので、令和5年度に作成し、県内生産者から市場への輸送試験を実施したところである。

本業務は、輸送試験を通じて得られた新たなシステムの課題を改善して、より実用的な形に近づけるとともに、複数の市場との連携体制を築くためのシステムを作成するものである。

### 3. システム内容

内容については、「かがわ花き流通効率化システム」のシステムに次の項目を改修及び機能追加するもの。「かがわ花き流通効率化システム」のシステム設計書ならびに操作マニュアルは、公募の公示時点において公開可能な範囲で閲覧に付すので、応募しようとする者は必ず閲覧を行うこと。

項目	現状課題	改修・機能追加
データ・マスタ登録	・商品マスタの編集方法が難しい。	・商品マスタの編集方法を容易とすること。
	・商品マスタがCSV形式のため、多量のマスタを使用すると遅くなり、検索等がスムーズにできない。	・商品選択時の操作性を向上させること。
	・花きは品目・品種・等級・入数等規格が多く、ラベル発行時の商品選択に時間がかかる。	
ラベルの発行	・生産者によって出荷作業の順番が異なる（箱詰め→出荷報告書の作成ではなく、出荷報告書の作成→箱詰めの順番となる場合がある）。	・既存のシステムは、ハンディで読み取りデータ確定後に送り状を発行しているが、ラベル発行時点でも送り状が発行できるモードを追加すること。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品情報データを入力後、ラベル発行前の状態で確認が出来ない。</li> <li>一般のプリンタで12面ラベルシートでの出力としているが、1枚ずつの出力が出来ない。</li> <li>ラベルの発行履歴から編集や印刷が出来ない。</li> <li>ラベルの文字が小さくて見えにくく、識別しにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アプリ内でラベル発行前の確認画面を追加すること。</li> <li>選択式で、ラベルプリンタでも印刷できるようにすること。</li> <li>ラベルプリンタは、安価で品質の良いものを使用すること。</li> <li>ラベルの発行履歴から編集や印刷を可能とすること。</li> <li>フォーマットの改修やラベルのパターンを増やす等、見やすくすること。</li> </ul>
送り状作成機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハンディでラベル（QR）を1つ1つ読み取るため、手間がかかっている。</li> <li>送り状ファイルの取り込み方法が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハンディに連続読み取り機能を追加すること。</li> <li>送り状ファイルの取り込みを容易とすること。</li> </ul>
仕切り状作成機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場とは、フォーマットの連携ができておらず、市場での取り込み、仕切り状の返送が実現できていない。</li> <li>市場からシリアルナンバーは、同一商品の箱が複数ある場合、明細識別番号と連動させるため、枝番管理して欲しいとの要望がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場（実証試験を3市場ほど予定）が、生産者（出荷者）から送られてきた送り状に仕切り状として返送出来るようにすること。</li> </ul>
その他	出荷作業の軽減に資する、または市場・輸送業者との情報伝達の効率化に資する内容（自由提案とする）	

### 3. システムの改修及び機能追加にかかる業務内容

- 1) 目的に基づく業務計画書、システム設計書の作成
- 2) 目的に基づくシステムの作成
- 3) 花の里かがわ推進委員会および関係者（生産者、市場、輸送事業者）による打合せ
- 4) 花の里かがわ推進委員会による内容確認及び調整作業
- 5) 上記システムデータならびにシステム設計書、操作マニュアルをDVDにて花の里かがわ推進委員会に納品
- 6) 第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合の必要な権利処理
- 7) 制作したシステムの実証（輸送）試験時（12月頃実施予定）のシステムサポート
- 8) システム操作マニュアルの作成

#### 4. 留意事項

- 1) 本業務の実施に当たり、迅速に対応できる要員及び体制を確保すること。
- 2) システムの作成に当たっては、以下内容に留意すること
  - (1) 本仕様書は受託者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものであることから、本仕様書に明記していない事項であっても、本業務に必要と認められる事項は実施すること。
  - (2) システム作成の細部については、必要に応じて花の里かがわ推進委員会との打合せを経て決定する。
  - (3) 作成に当たっては、花の里かがわ推進委員会および関係者（生産者、市場、輸送事業者）と必要に応じて打合せを行い、情報収集を行うこと。
  - (4) 将来を考慮し、今後の新機能追加、仕様変更等の改良を見据えたシステムとすること。
  - (5) 普及性を考慮し、将来的に生産者・市場・輸送事業者が広く低コストで活用できるシステムとすること。
  - (6) 利便性に考慮し、入力支援機能が充実したシステムであること。
  - (7) システムの安全な運用を確保するため、情報漏洩や改ざんの防止等、セキュリティ対策を万全にすること。
  - (8) 作成に当たっては、なるべく活用可能な既存のシステムを利用し、それを改変・修正するように努めること。
  - (9) OS について、システム運用において最適と思われるものに対応すること。
  - (10) 既存の「かがわ花き流通効率化システム」の作成者から、システムの既存資産に関する引き継ぎ等を受けることができること。
- 3) 本業務の実施に当たって、不明な点が生じた場合は、その都度、花の里かがわ推進委員会との協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めること。
- 4) 本業務の終了時までには他の事業者の本業務を移行することとなった場合には、必要な措置を講じ、円滑に本業務の引継を行うこと。
- 5) 輸送実証試験において、システム利用に必要な機器（リーダー1台、ラベルプリンタ1台程度等）や消耗品（ラベル用紙等）の設置については、見積に含めること。その際、機器は原則リースでの提案を行うこと。なお、購入がリースよりも安価である等の合理的な理由がある場合はこれに限らない。

#### 5. システムに係る著作権の取扱い

##### 1) 著作権の所有について

本業務の成果物のうち、新規に作成された著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）については、花の里かがわ推進委員会に帰属し、広く公開するものとする。受託者又は第三者に従前から帰属していた著作物の著作権についてはそれぞれ受託者又は第三者に帰属するものとする。花の里かがわ推進委員会及び花の里かがわ推進委員会の指定する者は、受託

者又は第三者に著作権が帰属する著作物につき、本業務及び本業務の目的に沿った事業（この契約終了後の事業を含む。）の実施に必要な範囲において、無償で利用、複製、翻訳及び改変することができるものとする。この利用、複製、翻訳及び改変については、花の里かがわ推進委員会が必要と判断する限りにおいて、契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、本業務が終了して以降も継続するものとする。

2) 本業務を実施することにより新規に知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラミングやデータベース等の著作物の著作権等）が発生した場合、その知的財産権は花の里かがわ推進委員会に帰属するため、知的財産権の帰属に関し、次の条件に留意すること。

(1) 本業務により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合は、遅延なく、国に報告するものとする。

(2) 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を花の里かがわ推進委員会等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾するものとする。

(3) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において花の里かがわ推進委員会及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得るものとする。

3) 本業務を実施するにあたり、本業務成果物に第三者に帰属する著作物の著作権が含まれている場合には、受託者は、あらかじめ当該第三者との間で花の里かがわ推進委員会、花の里かがわ推進委員会の指定する者及び受託者に対して第三者の所有する著作物の利用、複製、翻訳及び改変を無償で許諾する旨を書面で確認するものとする。

4) 成果物について、製作したデータ等を電磁的記録媒体により提出する場合で成果物の中に第三者の著作物が含まれている時は、受託者は、当該第三者と書面により当該著作物に係る著作権を受託者に譲渡させ若しくは受託者の無償使用を約した上で当該成果物等を花の里かがわ推進委員会に引き渡すものとする。この場合において、花の里かがわ推進委員会及び花の里かがわ推進委員会が指定する者が、本委託業務によって得られた技術情報の中から特に指定するアイデア、ノウハウ、コンセプト等（知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に規定する知的財産権の対象とならない技術情報に限る。）について、対価を支払うことなく使用できるものとし、委託者が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除その他の契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も使用できるものとする。

## 6. その他

1) 仕様書に明示のない事項又は変更の必要が生じた場合については、花の里かがわ推進委員会と受託者の協議により決定する。

2) 個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱うこと。

- 3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、花の里かがわ推進委員会と受託者が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。

## 7. 納品

### 1) 納期

令和7年1月20日(月)

### 2) システムデータ、業務計画書、システム設計書、システム操作マニュアル DVD 10部

### 3) 納品場所

花の里かがわ推進委員会事務局(香川県農業生産流通課内)

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

電話: 087-832-3419

FAX: 087-837-2481

Email: seiryu@pref.kagawa.lg.jp

## 8. 問い合わせ先

花の里かがわ推進委員会事務局(香川県農業生産流通課内)

担当 藤村、樫林

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

電話: 087-832-3419

FAX: 087-837-2481

Email: seiryu@pref.kagawa.lg.jp